

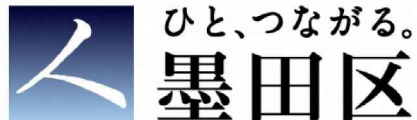
区民福祉委員会
令和3年12月7日

中間のまとめ

第4次墨田区地域福祉計画（案）

令和4年度～令和8年度

《概要版》



1 計画策定の背景

(1) 地域福祉とは

行政の福祉サービスは、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉など対象ごとに分かれた制度のもと、分野ごとに充実が図られてきました。しかしながら、地域に暮らす人々のニーズが多様化・複雑化する中、公的サービスだけでは対応することが難しい課題や制度をまたがる複合的な課題などが生じています。

こうした課題を解決するためには、地域の人と人とのつながりが欠かせません。地域で暮らす住民同士の支えあい・助けあいを推進するとともに、地域に存在する多様な主体が連携・協働することにより、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、区民の誰もが自分らしく、安心して暮らし続けることのできる地域をつくっていくこと、それが「地域福祉」です。

(2) 計画策定の背景

○ 地域活動や暮らしの変化

経済構造の変化、人々の活動範囲の広域化、高層住宅や新しい住民の増加、家族や地域に対する人々の考え方の変化等の中で、助けあい、支えあいの基盤が少しずつ失われた結果、人と人とのつながりも弱まって孤立するなど、家族や地域コミュニティは大きく様変わりしてきています。少子高齢化、単身世帯のさらなる増加や社会的孤立などの影響で、いわゆる「8050」「ダブルケア」「ヤングケアラー」など個人や世帯が抱える課題は様々な分野が絡みあって複雑化・複合化し、既存のひとつの相談窓口では解決が困難となってきています。また、「ごみ屋敷」「ひきこもり」など制度の狭間となっている課題も生じています。

このような社会経済情勢や人間関係の変化の中、国は「地域共生社会の実現」に向けた取り組みを推進しています。誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、人と人とのつながりを再構築し、地域住民が支えあい、助けあう地域を創っていくため、区民、地域団体、社会福祉法人等の地域に存在する多様な主体が、それぞれ自らできることと果たすべき役割を明らかにし、お互いに連携・協力して、行動していくことが必要です。

○ 社会のデジタル化

スマートフォンが普及し、SNS によるコミュニケーション、行政手続のオンライン化やキャッシュレス決済など、社会生活の様々な場面においてデジタル化が進み、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、ソーシャルディスタンス(社会的距離の確保)が求められたことにより、これらの動きはあらゆる分野で加速しています。地域福祉の分野においても、社会のデジタル化の動きに対応していく必要性が高まっています。

○ 「地域共生社会の実現」に向けた国の動き

「地域共生社会の実現」は平成 28 年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示されました。改革の一環として、社会福祉法が改正(平成 30 年 4 月施行)され、市区町村はこの「地域共生社会の実現」に向けた包括的支援体制づくりに努める旨規定されました。

さらに、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和 3 年 4 月 1 日施行)に基づく「重層的支援体制整備事業」があらたに創設され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的支援体制の構築が推進されています。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大による「新しい生活」について

令和元年度末から発生した新型コロナウイルスの感染拡大が、今までも課題とされていた「つながりの希薄化」をより深刻化、顕在化させ、人々の日常生活に深刻な影響を与えました。

社会的孤立による運動機能・認知機能の低下、ストレスの増加に加えて、自殺者の増加など社会に大きな影響があったことにより、改めて「つながり支援」が地域社会において必要不可欠な活動であるということが再認識され、地域福祉活動を行うための手段の工夫が必要となっています。

2 地域福祉計画策定の考え方

(1) 墨田区の計画策定の考え方

墨田区では基本構想で示された協治（ガバナンス）の考え方に基づき、区、地域で活動をしている団体やボランティア、社会福祉法人等と区が連携・協働して地域福祉を推進してきました。墨田区の「地域福祉計画」は、地域住民等の参加を得て、地域のさまざまな課題を明らかにするとともに、その解決に向けたしくみをつくる計画です。「地域共生社会の実現」に向けた地域福祉推進のしくみづくりのため、区民、地域の関係団体・機関、区が、どのような役割を果たすべきか、どのような取り組みをしていけばいいのか、という方向性を示す目的を持っています。

今回の計画策定では、墨田区が今まで各福祉分野で取り組んできた、個々に課題を抱えている区民への支援と、社会福祉協議会が進めてきた地域づくりとの連携を深め、さらに強化し、「プラットフォームによる地域福祉」という視点を持って、地域福祉を推進していくための包括的な支援体制を整備していくことを目指しています。

また、本計画の上位計画である「墨田区基本計画」において、政策や施策とSDGsの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて区政を推進していくとしていることから、本計画においてもこの方針に沿って、SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方のもと、策定しています。

(2) 計画の性格と位置づけ

本計画は次の性格と位置づけを持つ計画として策定します。

社会福祉法第107条の規定に基づく「市区町村地域福祉計画」

地域住民に最も身近な行政主体である区が、地域福祉の主体である地域住民、関係機関等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とし、次に掲げる事項を一体的に定める計画とします。

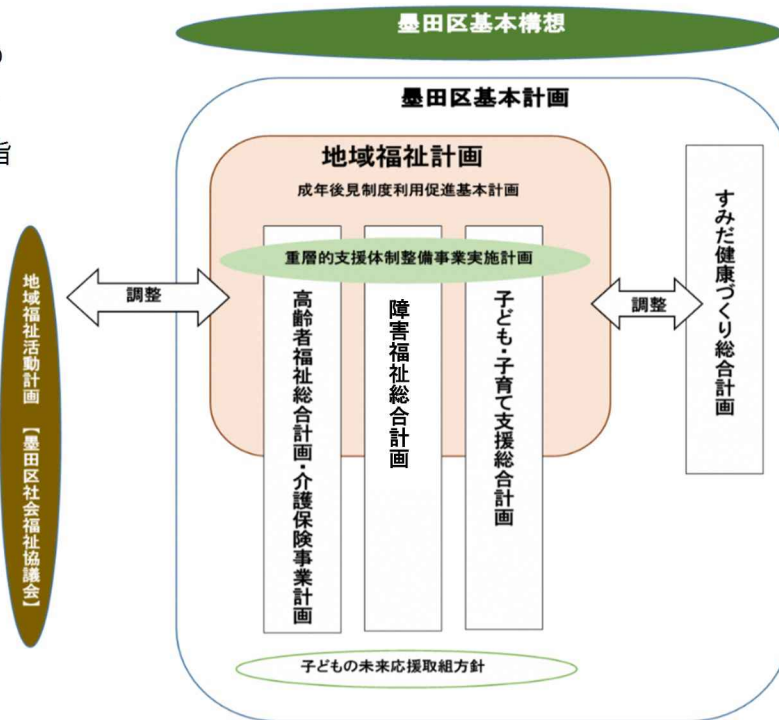
社会福祉法第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

墨田区基本構想、それに基づく基本計画との整合性と各福祉計画等との関係

・墨田区基本構想、それに基づく基本計画との整合性を保ちつつ、区民、地域の関係団体・機関、区がそれぞれの役割を明確に認識し、互いに協働しながら地域福祉を推進するための基本指針を示す計画とします。



墨田区における福祉分野の部門別計画との関係性

(3) 計画期間

本計画は、令和4年度からの5年間、令和8年度までを計画期間とします。

第4次計画から、同時期に策定する、高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画、障害者行動計画、障害福祉計画、障害児福祉計画と計画期間を合わせ、終期を令和8年度とする5年計画としました。

今後は、墨田区の各福祉分野計画と策定期間を合わせることで、計画改定時の見直しの視点共有など、より一層連携を図っていきます。

(4) 地域福祉推進の各主体

○ 区民

地域の主役は、その地域に暮らす多様性のある区民一人一人です。

それぞれが少しずつ地域に目を向け、地域の課題を自らの課題として主体的にとらえ、事業者や地域福祉活動者と連携、協力して解決を試みるなど、高齢者、障害者、外国人、子どもなどの様々な主体が、地域福祉の推進に努める主体として活動することが期待されます。

○ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域福祉の推進役として、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な支援につなげる地域のボランティアです。地域の身近な相談役、地域住民と区や各支援センターとの橋渡し役や、住民同士の支えあい・助けあい活動の核として、町会・自治会と協力して活動を推進していくことが期待されます。

○ 町会・自治会、青少年関係団体等

町会・自治会や老人クラブ、PTA等の地縁に基づく組織は、地域活動の基盤となる組織です。区民の地域生活を支える活動を推進するとともに、支援が必要な人や地域の課題を発見し、民生委員・児童委員、専門機関、区等と協力して必要なサービス・支援・活動につなげていくことが期待されます。

○ ボランティア、NPO等

ボランティア・NPO等には、地域の課題解決に主体的に取り組む担い手として活動内容を充実させていくことが期待されます。また、活動情報を広く発信することで、地域住民や地域のさまざまな活動者・活動団体、関係機関等とつながり、地域福祉活動を活性化させていくことが期待されます。

○ 社会福祉法人、福祉施設

障害者、高齢者、子ども等と直接かわり、支援を行う地域の社会福祉法人・福祉施設には、専門性を活かして、利用者の立場に立った質の高いサービス提供を行うことが期待されます。

また、地域とつながりあうことで地域の課題を共有し、各主体と連携して地域福祉活動を推進していくことが期待されます。

○ 企業、商店、事業所、医療機関

企業・商店・事業所・医療機関には、普段の仕事を通じて地域の住民とかかわる中で気づいた地域の課題を専門機関や区等につなげることや、課題の解決に向けてできることに取り組むことなどが期待されます。また、地域の一員として企業の社会的責任(CSR)を果たし、各々の得意分野やノウハウ、人材を活かした活動を推進していくことが期待されます。

○ 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織され、活動することを大きな特徴とする組織です。

そのため、区民の地域福祉に対する関心や意識を高め、住民主体の活動を促進するとともに、地域のニーズや課題を明らかにし、地域住民、地域団体、福祉施設などの参加・協力のもと、その解決に向けた住民同士の助けあい活動や事業を企画・開発し、実施するなどにより、地域福祉を推進していく役割が求められます。

また、本計画を区と共に推進し、地域福祉推進の各主体間のつながりをつくっていくことが期待されます。

○ 区

区は、地域福祉に関するさまざまな施策を総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営する役割を担います。

また、区民の地域福祉活動を支える基盤の整備や、必要な情報の発信に加え、地域福祉の各主体が連携・協働していくためのしくみづくりなどを担っていく必要があります。

さらに、区の各分野の施策に対して、本計画と整合性を持って展開されるように調整を図っていきます。

3 基本理念

区民、地域の関係団体・機関により推進する、本計画の基本となる考え方です。

互いに尊重しあい、共に生きる支えあいの地域をつくる

すべての区民が、住み慣れた地域で、その人らしい生き方をまっとうすることができ、地域から疎外・差別されることなく、地域の一員として差異や多様性を認めあいながら支えあう地域をつくります

4 基本目標

基本理念のもと、2つの基本目標を掲げ、取り組みの方向性を明確にしました。

基本目標 1 包括的に支援するしくみを強化する

個人・世帯に対する支援と地域づくりについては、これまでも「プラットフォームによる地域福祉」を基本的な視点とし、取り組んできました。
今後は、その支援のしくみをさらに強化し、推進していきます。

基本目標 2 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

すべての区民が地域の一員として共に生き、支えあえる地域を作るための意識醸成、啓発を推進します。
また、誰もが安心して社会参加できるための地域環境づくりに努めます。

5 基本的視点 ～プラットフォームによる地域福祉～

○墨田区におけるプラットフォーム

第3次墨田区地域福祉計画では、「プラットフォームによる地域福祉」を優先的取り組み、計画の基本的な視点として推進してきました。

地域の課題を解決に導くため、その課題ごとに関係者・関係機関が集まり、お互いを「知り」、お互いが「つながり」、解決策を話しあい、役割分担をし、行動をする。本計画ではそのような機能を持っている場を「プラットフォーム」としています。

たとえば、地域のみまもりなどのきめ細やかな住民の対応が求められる課題、防犯や防災環境問題など地域の協力・連携が強く求められる課題、児童虐待、人権擁護など住民と専門機関の地域連携が求められる課題、地域のルールづくりなど地域全体の合意形成が求められる場合などで、プラットフォームが活かされます。

○プラットフォームが果たす役割

このようなプラットフォームを地域に増やしていくことが地域福祉の推進の原動力となります。

本計画の取り組み内容を進めていくにあたって、事業や活動にプラットフォームという視点が加わることで、今までつながっていなかった団体とつながりができ、地域の課題をたくさんの人と共有できるといったことが期待されます。また、お互いの取り組みや考え方を理解しあうことで、取り組みの効率化や相乗効果が進んでいくと考えられます。

墨田区は、プラットフォームをつながりの基盤として「地域共生社会の実現」を進めます。

6 重点取り組み

包括的支援体制の構築

墨田区ではこれまでも区と社会福祉協議会が連携し、各福祉分野の個別支援と小地域福祉活動などの地域づくりを推進してきました。これからも地域共生社会の実現に向けて、地域資源を活かした包括的支援体制の強化を図ります。

○ 福祉各制度の相談支援機関やその他の機関との協力、連携体制の強化

複雑的・複合的な課題を抱える個人・世帯の課題の解決に向け、制度として既に確立している相談支援機関と連携し、包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、支援する体制づくりを進めます。

○ 複雑的・複合的な課題等を解決に導くための組織整備

単独の相談支援機関では対応が難しい複雑的・複合的課題、制度の狭間の事例の調整役を担い、支援の方向性を定めるなど、既存の相談支援機関の結節点となり、連携を図りながら多機関協働事業を実施する組織を整備します。

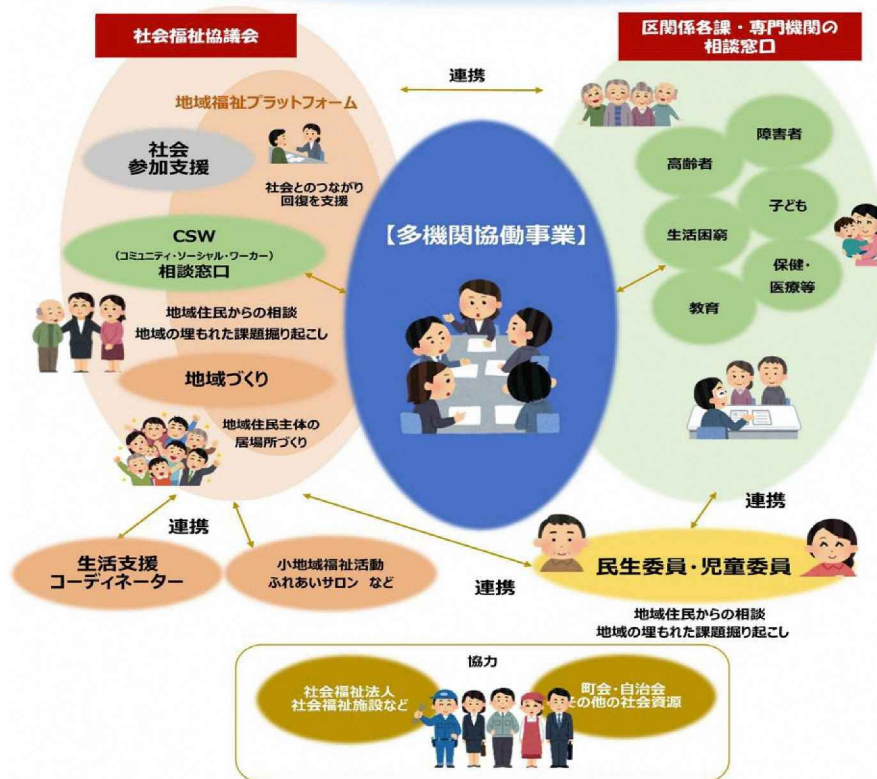
○ 「地域福祉プラットフォーム」の機能強化

これまで社会福祉協議会が展開してきた「地域福祉プラットフォーム」を区が進める「包括的支援体制の強化」の地域の拠点として位置づけ、住民主体の活動の場、CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)による相談の場、地域づくりの場としてさらに推進していきます。

○ 支援が届いていない人に支援を届けるための継続的な支援

「複雑的・複合的課題を抱えているために必要な支援が届いていない」「自分で相談に来ることができない」「そもそも相談をすることを知らない」など、地域に埋もれた課題を掘り起こし、必要な支援が届いていない個人・世帯に必要な支援を届けるため、アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業などにより充実していきます。

包括的支援体制イメージ図



「重層的支援体制整備事業」の活用

平成 30 年 4 月 1 日に施行された社会福祉法の改正により、「包括的支援体制の整備」が区市町村の努力義務となりました。

また、令和 3 年 4 月 1 日に施行された社会福祉法の改正では、市区町村が包括的支援体制を整備するための事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。これは次の 3 つの事業を一体的に実施する事業です。

① 包括的な相談支援

高齢、障害、子ども、貧困などの分野や世代などを問わない相談の受け止めや、多機関協働事業など

② 参加支援

社会との関係が希薄化し、参加に向けた支援が必要な人のための、地域の社会資源などを活用した社会とのつながりづくりに向けた支援など

③ 地域づくりに向けた支援

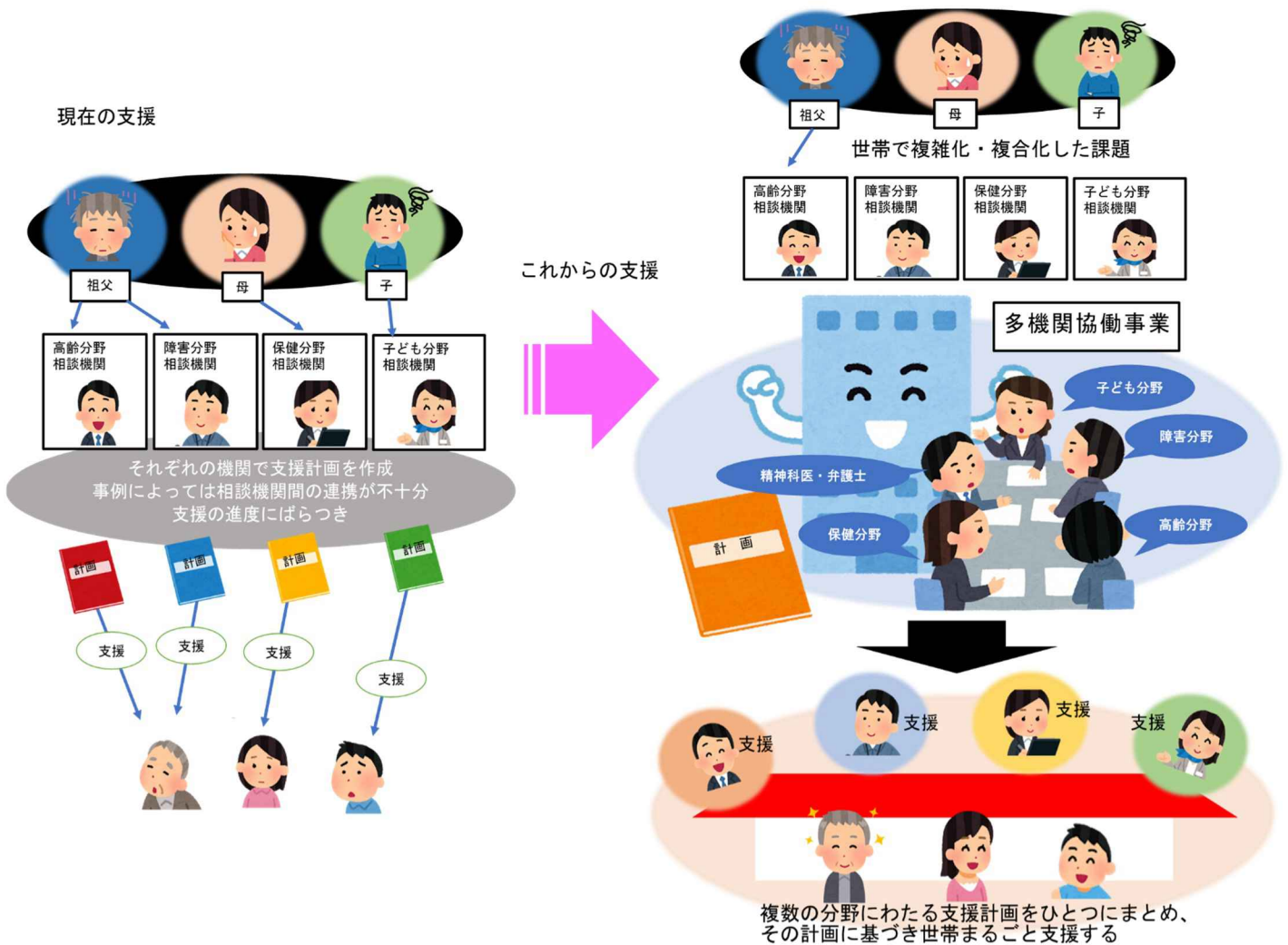
世代や属性を超えて交流できる居場所の整備、人と人をつなぎ、顔の見える関係性や気にかかけあ関係性づくりを地域で促すための支援など

この事業を実施する自治体に対しては、国から交付金が交付されますが、墨田区は、この「重層的支援体制整備事業」を活用し、包括的支援体制の整備を図ります。

複雑的・複合的課題を抱えた世帯への支援

区ではこれまで各分野の相談支援機関を整備してきました。

今後は、世帯の相談を総合的に受け止め、複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業で調整するなど、包括的な支援体制の構築を進めます。



7 取り組みの方向性、施策

本計画では、2つの基本目標に7つの取り組みの方向性を示し、16の施策を定めました。各施策には、区及び社会福祉協議会が行う主な事業を掲載しています。

基本理念 互いに尊重しあい、共に生きる支えあいの地域をつくる

基本目標	取り組みの方向性	施策
------	----------	----

包括的に支援するしくみを強化する	重点取り組み	I 包括的支援体制を構築する	1 関係機関と連携・協働した、包括的な支援体制のしくみをつくる —重層的支援体制整備事業—
	II 地域活動を推進する環境を整備する	1 福祉の施策や活動に関する情報を発信する 2 地域福祉の担い手を育成・支援する 3 地域の居場所や住民同士が交流できる拠点を整備する	
	III 地域で支えあい、助け合うしくみを確立する	1 地域における見守り活動を推進する 2 地域における支えあい活動を推進する 3 地域力を高める活動を支援する	
	IV 地域で安心して暮らし続けるための支援する	1 成年後見制度などの権利擁護事業を推進する 2 生活に困難を抱えている人の自立を支援する 3 子どもの未来を応援する 4 福祉サービスの評価と適切なサービス選択を確保する	

区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる	I 災害時の支えあい・助けあいを推進する	1 災害時に支えあい、助けあうしくみをつくる 2 災害ボランティア活動体制を整備する
	II 誰もが心を通わす暮らしやすいまちをつくる	1 地域の中で共に生きる意識を高め、活動を支援する(心のバリアフリーを推進する)
	III 誰もが自由に行動し、社会参加しやすいまちをつくる	1 情報バリアフリーを推進する 2 まちなかのバリアフリー整備等を進める

基本的
視点
P〇〇
参照

プラットフォームによる地域福祉
地域の課題を解決するため、関係者が集まり、学びあい、解決策を出しあい、役割分担し行動していくための場

基本目標1 包括的に支援するしきみを強化する

取り組みの方向性Ⅰ 包括的支援体制を構築する

地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備します。
既存の相談機関で個人・世帯の属性を問わず相談を受け止める相談体制を構築します。
実施にあたり、国が創設した「重層的支援体制整備事業」を活用します。

施策1 関係機関と連携・協働した、包括的な支援体制のしきみをつくる —重層的支援体制整備事業—

主な事業

- | |
|---------------------------------|
| 1. 多機関協働事業(厚生課・生活福祉課) |
| 2. 地域福祉プラットフォームの運営(厚生課・社会福祉協議会) |

【墨田区重層的支援体制整備事業実施計画】 抜粋

1 重層的支援体制整備事業及び計画策定の目的

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」に対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的なセーフティネットの強化を図り、地域共生社会の実現をめざすことを目的として、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を展開します。この重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

2 計画期間

本計画の期間は、地域福祉計画と連動させ令和4年度から令和8年度までの5年間とします。
なお、必要に応じて計画期間内であっても見直しをします。

3 実施事業

重層的支援体制整備事業は、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的かつ円滑に実施するために、アウトリーチを通じた継続的支援及び多機関協働による支援を新たな機能として強化し、次に掲げる5つの事業を一体的に実施します。

- (1) 包括的相談支援事業
- (2) 参加支援事業
- (3) 地域づくりに向けた支援事業
- (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- (5) 多機関協働事業(支援プランの策定)

4 連携体制の構築

(1) 庁内連携会議

重層的支援体制整備事業を進めるうえで庁内連携が重要となることから、庁内連携会議を設け、その下部組織として作業部会を設置します。

(2) 推進協議会

重層的支援体制整備事業のあり方や目標について区、相談支援機関、住民等が議論する協議体を墨田区地域福祉計画推進協議会に含めて一体的に推進します。

取り組みの方向性 Ⅱ 地域活動を推進する環境を整備する

共に生きる支えあいの地域づくりは、地域住民や地域の福祉関係者による住民主体の活動を推進していくことが重要です。そのために地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境を整備していきます。

施策 1 福祉の施策や活動に関する情報を発信する

主な事業

3. 「地域福祉・ボランティアフォーラム」の開催(厚生課・社会福祉協議会)
4. デジタルデバイドの解消(障害者福祉課・高齢者福祉課・社会福祉協議会)
5. 「ボランティアの日」の啓発(社会福祉協議会)
6. 「ボランティアまつり」の開催(社会福祉協議会)

施策 2 地域福祉の担い手を育成・支援する

主な事業

7. 民生委員・児童委員の活動支援(厚生課)
8. 認知症サポーターステップアップ教室の開催(高齢者福祉課)
9. 介護予防サポーター養成講座(高齢者福祉課)
10. ゲートキーパー養成講座(保健予防課)
11. 地域福祉リーダーの育成(社会福祉協議会)
12. ボランティア活動者の育成(社会福祉協議会)

施策 3 地域の居場所や住民同士が交流できる拠点を整備する

主な事業

2. 地域福祉プラットフォームの運営(厚生課・社会福祉協議会)【再掲】
13. オレンジカフェすみだー認知症カフェ(高齢者福祉課)
14. 地域活動支援センター事業(保健予防課)
15. 民間事業者による地域子育て支援拠点事業(子育て支援課)
16. 児童館における地域子育て支援拠点事業(子育て政策課)
17. 児童の健全育成と放課後の子どもの居場所(子育て政策課)
18. 両国・文花子育てひろばの運営(子育て支援総合センター)
19. 小地域福祉活動・ふれあいサロン実施地区の拡大(社会福祉協議会)
20. おもちゃサロンの充実(社会福祉協議会)

取り組みの方向性 Ⅲ 地域で支えあい、助けあうしくみを確立する

墨田区は昔から下町らしい人情のあふれたまちとして、となり近所の支えあい・助けあいが日常的に行われてきました。しかし、少子高齢化や核家族化、単身化が急激に進行する中、高齢者の孤立、子どもの虐待、ひきこもりなど様々な地域の課題が発生しています。

日ごろから、関係機関、地域住民等におけるつながりの強化を図り、地域で支えあい助けあうしくみづくりを進めます。

施策1 地域における見守り活動を推進する

主な事業

2. 地域福祉プラットフォームの運営(厚生課・社会福祉協議会)【再掲】
21. 高齢者見守りネットワーク事業(高齢者福祉課)
22. 要保護児童対策地域協議会(子育て支援総合センター)
19. 小地域福祉活動・ふれあいサロン実施地区の拡大(社会福祉協議会)【再掲】

施策2 地域における支えあい活動を推進する

主な事業

23. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実(障害者福祉課・保健予防課)
24. 生活支援体制整備事業(高齢者福祉課)
25. ファミリー・サポート・センター事業(子育て支援総合センター・社会福祉協議会)
19. 小地域福祉活動・ふれあいサロン実施地区の拡大(社会福祉協議会)【再掲】
26. すみだハート・ライン 21、ミニサポート事業(社会福祉協議会)

施策3 地域力を高める活動を支援する

主な事業

27. 地域力向上プラットフォーム事業(地域活動推進課)
28. 町会・自治会活動への支援(地域活動推進課)
29. 地域安全マップ作成事業(安全支援課)
30. 町会・自治会における地域福祉活動の促進(社会福祉協議会)
31. 社会福祉法人のネットワークづくり(社会福祉協議会)

取り組みの方向性 IV 地域で安心して暮らし続けるための支援をする

今後増加が見込まれる認知症高齢者、一人暮らしの高齢者、知的障害者、精神障害者などが、地域で安心して暮らし続けて行けるよう、権利を守るための体制整備を進めます。

また、経済的に困窮した人、心の悩みや生きづらさを感じている人、子どもたちなどを支えるための様々な制度が有効に機能し、状況に応じた支援が行われるよう取り組んでいきます。福祉サービスの量の確保、質の向上、評価・点検にも努めます。

施策 1 成年後見制度などの権利擁護事業を推進する

主な事業

32.成年後見制度の利用支援(厚生課・社会福祉協議会)【成年後見制度利用促進基本計画】
33.市民後見人の育成・支援(厚生課・社会福祉協議会)
34.法人後見人の活動(社会福祉協議会)
35.あんしんサービス事業(社会福祉協議会)

【墨田区成年後見制度利用促進基本計画】 抜粋

1 計画の概要

今後一人暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれ、制度の必要性が高まっていくと考えられています。その中で、墨田区における成年後見制度利用支援体制の体系を整理するとともに、「地域連携ネットワークの構築」や必要な相談支援体制などを段階的・計画的に整備していくための方針を示すことを目的としています。

2 地域連携ネットワーク構築

地域連携ネットワークとは、支援の必要な方やその家族が、本人らしい生活を守るためのひとつの手段である成年後見制度を利用しやすいように、相談窓口の周知に努めるとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者や後見人を中心とした「チーム」で適切な支援につなげる地域連携のしくみです。また、既存のケースカンファレンスや地域資源などを活用し、「チーム」で本人の意思や生活状況など把握しながら必要な支援を行っていきます。

- 権利擁護支援の必要な方の発見・支援
- 早期段階からの相談・体制整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した支援体制の構築

3 中核機関の整備・運営方針

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。すみだ福祉サービス権利擁護センターやケースカンファレンスなど既存の取り組みを活用しながら墨田区が中核機関の機能・効果として求められる①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能、⑤不正防止効果をより充実させていく必要があります。

墨田区では、各関係機関と連携しながら、中核機関を整備していきます。また、本人の家族、関係者や後見人を中心とした「チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行えるよう、連携強化を図ることで、地域課題の解決につなげていくための協議の場の整備を検討していきます。

施策 2 生活に困難を抱えている人の自立を支援する

主な事業

2. 地域福祉プラットフォームの運営(厚生課・社会福祉協議会)【再掲】
36.生活困窮者自立支援事業(生活福祉課)
37.生活保護受給者自立支援プログラム(生活福祉課)
38.若者の居場所づくり事業(保健予防課)
39.自殺予防週間等自殺対策の普及啓発(保健予防課)

施策 3 子どもの未来を応援する

主な事業

40.生活困窮世帯向け子どもの学習・生活支援事業(生活福祉課)
41.ひとり親家庭就業・養育費等支援事業(生活福祉課)
18.両国・文花子育てひろばの運営(子育て支援総合センター)【再掲】
22.要保護児童対策地域協議会(子育て支援総合センター)【再掲】
25.ファミリー・サポート・センター事業(子育て支援総合センター・社会福祉協議会)【再掲】
42.青少年関係団体への支援(地域教育支援課)
43.子どもの居場所ネットワークづくり(社会福祉協議会)

施策 4 福祉サービスの評価と適切なサービス選択を確保する

主な事業

44.福祉サービス第三者評価制度(厚生課)
45.福祉サービスに関する苦情受付(社会福祉協議会)

基本目標2 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

取り組みの方向性 I 災害時の支えあい・助けあいを推進する

大きな災害が発生した時には地域の力が重要になります。阪神・淡路大震災のときに救出・救助を受けた人の約8割は近所の人や家族の力で助けられていて、共助の意識はその後の大規模災害によりさらに高まっています。災害時に地域の力を発揮するために大切となる、日ごろからのコミュニティの形成や、防災に対する備えについてさらに充実させていきます。

施策1 災害時に支えあい、助けあうしくみをつくる

主な事業

46.地域防災活動拠点会議の開催(防災課)
47.災害時要配慮者個別避難計画の作成(防災課・障害者福祉課・介護保険課・高齢者福祉課)
48.要配慮者サポート隊の結成(防災課)
49.学校防災活動の推進(防災課)
50.災害時食支援ネットワークの構築(保健計画課)

施策2 災害ボランティア活動体制を整備する

主な事業

51.災害ボランティア活動体制の整備(社会福祉協議会)

取り組みの方向性 II 誰もが心を通わず暮らしやすいまちをつくる

区民のだれもが安心して暮らし続けることができる地域をつくるためには、一人一人が地域福祉に関心を持ち、地域の課題を自分の課題として考えることが必要です。地域に暮らす様々な人を認めあい、支えあっていこうという意識の普及・啓発を進め、地域の中で共に生きる意識を高めて行きます。

施策1 地域の中で共に生きる意識を高め、活動を支援する(心のバリアフリーを推進する)

主な事業

52.障害者差別解消法普及啓発事業(障害者福祉課)
53.すみだスマイル♡フェスティバルの開催(障害者福祉課)
54.ヘルプカード等の配布事業(障害者福祉課)
55.福祉作業所等経営ネットワーク支援事業(障害者福祉課)
56.認知症普及啓発(高齢者福祉課)
57.幅広い世代への「福祉教育」プログラムの実施(社会福祉協議会)

取り組みの方向性 Ⅲ 誰もが自由に行動し、社会参加しやすいまちをつくる

まちなかには様々な情報が提供されていますが、提供の仕方次第では、高齢者や障害者等にとって入手が難しい場合もあります。

誰もが地域において安心・安全で快適に生活していくためには、移動に困難を抱える人でも利用しやすい道路や歩道、公共施設等の整備を進めていく必要があります。
まちに存在している様々なバリアを取り除き、自由に行動できる環境づくりをさらに推進します。

施策 1 情報バリアフリーを推進する

主な事業

58.あんしんバリアフリーマップの運営(厚生課)
4. デジタルデバイドの解消(障害者福祉課・高齢者福祉課・社会福祉協議会)【再掲】
59.区立図書館の障害者サービス事業(ひきふね図書館)
60.手話・点訳・音訳・要約筆記等のボランティア育成プログラム(社会福祉協議会)

施策 2 まちなかのバリアフリー整備等を進める

61.交通バリアフリー事業の推進(厚生課)
62.福祉のまちづくり施設整備への助成(厚生課)
63.道路等の適正利用の確保(土木管理課)
64.道路バリアフリー整備事業(道路公園課)

8 計画の推進

(1) 計画の推進

本計画は、区内にある多様な活動主体が協働・連携し、推進していくことが重要であることから、区では、あらゆる機会を捉えて計画内容の周知を図ります。

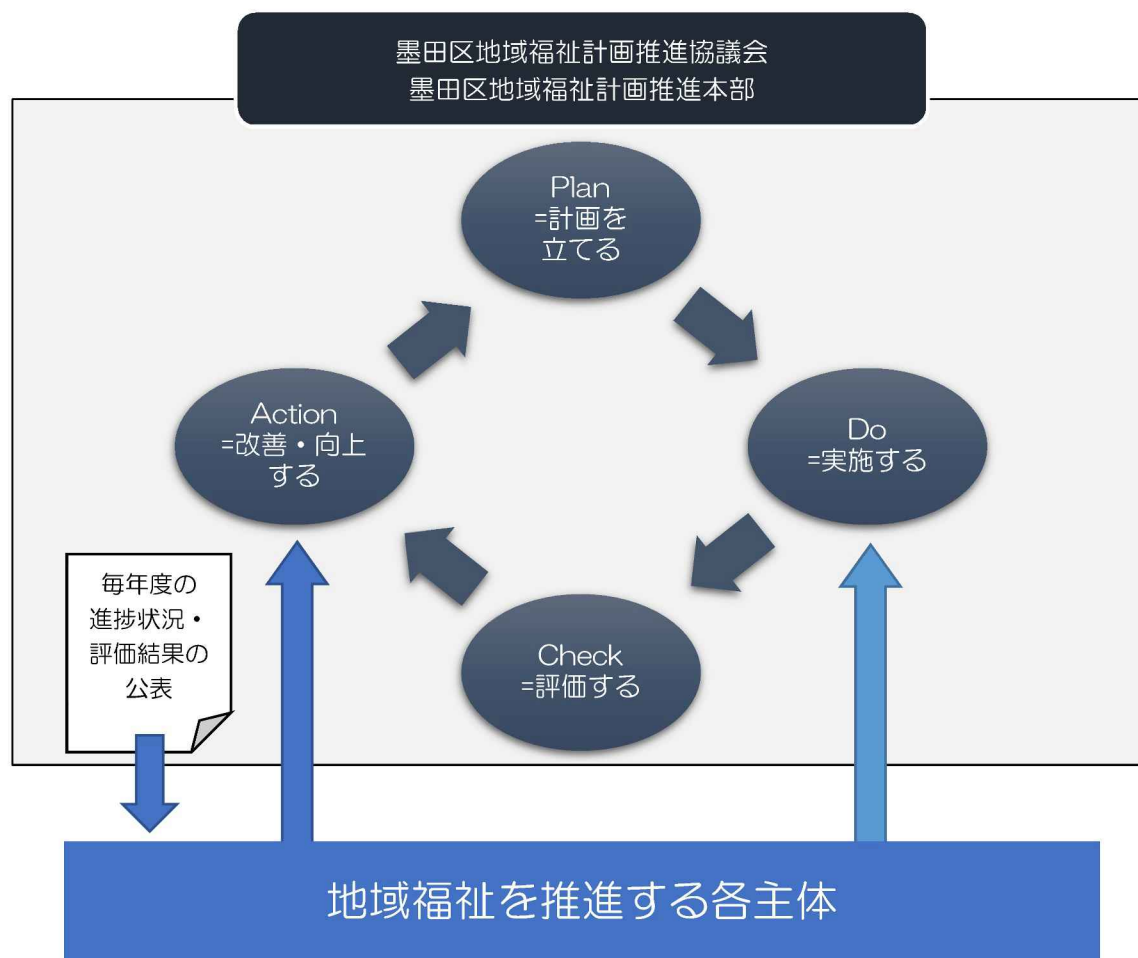
特に、毎年多くの区民・団体が参加する「すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム」を継続的に開催し、計画の周知・共有と推進のための意見交換等を行っていきます。

また、本計画で取り組みを紹介した区民・団体をはじめとする、これまで積極的に地域福祉を推進してきた方々にも、地域福祉計画を周知する役割を期待しています。

(2) 計画の進捗管理

本計画の進捗状況は、墨田区地域福祉計画推進協議会と墨田区地域福祉計画推進本部（いずれも事務局は、墨田区福祉保健部厚生課）において毎年度把握し、評価を行います。

進捗状況及び評価結果は、区ウェブサイト公表するものとします。地域福祉を推進する各主体は、評価結果を参考にしてそれぞれの翌年度の事業や活動に反映させていくものとします。



(3) 評価指標

計画の推進状況を把握し客観的に評価するため、取り組みの方向性ごとに以下のとおり指標を設定します。

基本目標	取組の方向性	種別	指標	現状値	目標
包括的に支援するしくみを強化する	1 包括的支援体制を構築する	成果指標	「必要な福祉サービスが適切に提供されている」と思う区民の割合 ●基本計画区民アンケートから	67.3%	70.0%
		活動指標	地域福祉プラットフォームの設置数	3か所	7か所
	2 地域活動を推進する環境を整備する	成果指標	「自分にとって必要な区の情報が入手できている」区民の割合 ●基本計画区民アンケートから	53.3%	70.0%
		活動指標	「現在ボランティア活動・地域活動をしている」区民の割合 ●基本計画区民アンケートから	10.0%	25.0%
	3 地域で支えあい、助けあうしくみを確立する	成果指標	「高齢になっても墨田区内で暮らし続けることができる」と思う区民の割合 ●基本計画区民アンケートから	71.2%	80.0%
		活動指標	「地域の交流や様々な活動をする場や機会が提供されている」と思う区民の割合 ●基本計画区民アンケートから	56.4%	80.0%
	4 地域で安心して暮らし続けるための支援をする	活動指標	小地域福祉活動・ふれあいサロン等実践地区数 ●所管課データ	54地区	64地区
		活動指標	町会・自治会加入世帯数 ●所管課データ	100,396世帯	100,500世帯
		成果指標	「必要な福祉サービスが適切に提供されている」と思う区民の割合（再掲） ●基本計画区民アンケートから	67.3%	70.0%
		成果指標	「地域の中で子どもたちが健やかに成長している」と思う区民の割合 ●基本計画区民アンケートから	75.1%	78.0%
		活動指標	「地域で子どもの健全育成活動に参加している」区民の割合 ●基本計画区民アンケートから	9.2%	20.0%
		活動指標	市民後見人養成研修終了者数累計 ●所管課データ	116人	196人
	活動指標	市民後見人受任件数累計 ●所管課データ	60人	125件	
	1 災害時の支えあい・助けあいを推進する	成果指標	「家庭で災害時の備えができていない」区民の割合 ●基本計画区民アンケートから	54.9%	70.0%
活動指標		「いざという時に助けてくれる人がいる」と回答した人の割合 （「第5期墨田区障害者行動計画」「第6期墨田区障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定のためのアンケート調査より） 住民防災組織等を担う防災関係団体人数 ●所管課データ	78.8%	80.0%	
2 誰もが心を通わず暮らしやすいまちをつくる	成果指標	「日常生活で差別があると思う」区民の割合 ●基本計画区民アンケートから	42.2%	35.0%	
	活動指標	「配慮を受けられずにこまることはない」と回答した人の割合 （「第5期墨田区障害者行動計画」「第6期墨田区障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定のためのアンケート調査より） 認知症サポーターの数 ●所管課データ	49.1%	55.0%	
3 誰もが自由に行動し、社会参加しやすいまちをつくる	成果指標	「自分にとって必要な区の情報が入手できている」区民の割合 ●基本計画区民アンケートから	53.3%	70.0%	
	活動指標	道路バリアフリー整備延長 「あんしんバリアフリーマップ」のアクセス数	12,567m 117,274件	14,630m 120,000件	

※「●基本計画区民アンケート」及び「●所管課データ」の目標値は基本計画に掲載されている値

現状値は令和2年度の実績。目標値は令和7年度の目標値

※ その他は、現状値は令和2年度の実績。目標値は令和8年度の目標値

